

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
3立建第1283号	
令和3年6月21日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2	
氏 名 愛知県知事 流域下水道管理者	
愛知県知事 大 村 秀 章	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-961-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	境川浄化センター
事業場の所在 地	刈谷市衣崎町二丁目20番地
計画期 間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	36 水道業
②事業の規 模	年間処理水量：64,403,338m ³
③従業員 数	57人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	下水処理により発生する下水汚泥 → 脱水により減容化。脱水したケーキの半分程度を同じく愛知県管理の衣浦東部浄化センターで平成24年度に供用開始した汚泥燃料化施設にて炭化し、残りの汚泥は中間処理業者に委託して、セメント原料・肥料原料等として有効利用している。 下水処理により発生するしき → 中間処理業者へ処理を委託し、焼却による減容化を経て埋立処分（最終処分）している。
-----------------	---

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 愛知県知立建設事務所 都市施設整備課 下水道管理グループ (公財) 愛知水と緑の公社 下水道部 矢作川境川事業所 境川グループ (10名) 【指定管理者】 境川浄化センターに関する運転・機器保守・水質分析 メタウォーターサービス(株) (47名) 【指定管理者の下請業者】 境川浄化センターの運転・機器保守			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(下水しき)
	排出 量	304,337 t	180 t
	(これまでに実施した取組)		
	排出量は、下水の水量及び水質によりほぼ決まってしまうが、水処理の最適運転により汚泥転換量の低減に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(下水しき)
	排出 量	306,772 t	182 t

		(今後実施する予定の取組) これまでと同様の取組みを継続する。
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥の肥料化は、施設の老朽化により平成２７年度末をもって生産終了した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥の肥料化は、施設の老朽化により平成２７年度末をもって生産終了した。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した	257,848 t	0 t

		産業廃棄物の量		
		(これまでに実施した取組) 脱水により減容化を図っている。凝集剤の選定及び添加方法の工夫により含水率の低下（容積の低減）に努めている。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	259,772 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) これまでと同様の取組みを継続する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現状	【前年度（令和２年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
		全処理委託量	46,489 t	180 t
		優良認定処理業者への処理委託量	5,043 t	180 t
		再生利用業者への処理委託量	41,446 t	0 t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
		（これまでに実施した取組） 下水汚泥については、炭化燃料、セメント原料、肥料等に全量を再利用している。しきについては、組成が均一でなく焼却後に埋立てせざるをえない。		

（第5面）

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（下水しき）
	全処理委託量	47,000 t	182 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7,824 t	182 t
	再生利用業者への処理委託量	39,176 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

		(今後実施する予定の取組) これまでと同様の取組みを継続する。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

